

## 目的:心身のリフレッシュ

入社から**6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤**した労働者に**最低10日以上**の年次有給休暇の付与義務が生じます。  
(年次有給休暇の権利は法的には通常入社から7ヶ月目に入った日に与えれば良い)  
正社員についての年次有給休暇の付与日数は下表のとおりです。

《正社員の年休の最低付与日数》

勤続年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

### ここに注意!

時効は2年 去年の分の請求拒否はできません。

年休取得請求の拒否は出来ないが、取得時期の変更の打診は可能

年休の買い上げはNG (上表を超える日数分はOK)

パート・アルバイトに対しても年次有給休暇の付与義務はあります。

買い上げを目的に年休を取得しなくなると、年休本来の目的が果たせない